

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2016年10月5日

【会社名】 SOMP Oホールディングス株式会社  
(旧会社名 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社)

【英訳名】 Sompo Holdings, Inc.  
(旧英訳名 Sompo Japan Nipponkoa Holdings, Inc.)

【代表者の役職氏名】 グループ CEO 代表取締役社長 櫻田 謙 悟

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3000 (代表)

【事務連絡者氏名】 法務部課長 大木 茂 幹

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3000 (代表)

【事務連絡者氏名】 法務部課長 大木 茂 幹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社は、当社の完全子会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社を通じ、米国の上場会社である Endurance Specialty Holdings Ltd.（以下「エンデュランス社」）を買収する手続きを開始することについて、2016年10月5日付で決定いたしました。同社が当社の完全子会社となった場合、当社の特定子会社の異動を伴う連結子会社による子会社取得となりますので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および16号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

（内閣府令第19条第2項第16号の2に基づく報告内容）

### （1）子会社取得の決定に関する事項

当社および以下の連結子会社は、子会社取得を決定いたしました。

名称	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
住所	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 西澤 敬二

### （2）取得対象子会社の概要

#### ① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	Endurance Specialty Holdings Ltd.
本店の所在地	英領バミューダ (Waterloo House, 100 Pitts Bay Road, Pembroke HM 08, Bermuda)
代表者の氏名	John Charman, Chairman 兼 CEO
資本金の額	68百万米ドル（2016年6月末現在）
純資産の額	5,124百万米ドル（2015年12月末現在）
総資産の額	5,876百万米ドル（2015年12月末現在）
事業の内容	持株会社（ニューヨーク証券取引所上場）で、米国を中心に英国・バミューダなどで元受事業・再保険事業を展開する保険グループ

#### ② 最近3年間に終了した各事業年度のグロス保険料、連結税引前利益および連結当期純利益

決算期	2013年12月期	2014年12月期	2015年12月期
グロス保険料（百万米ドル）	2,665	2,894	3,321
連結税引前利益（百万米ドル）	318	349	359
連結当期純利益（百万米ドル）	312	348	355

③ 提出会社及び当該連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社及び当該連結子会社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社及び当該連結子会社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社及び当該連結子会社の関係会社と取得対象子会社の関係会社との間には、再保険取引があります。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

エンデュランス社買収により、海外保険事業の規模・収益の一層の拡大を実現するとともに、資本効率の向上を図ることを目的とするものであります。

(4) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

エンデュランス社の普通株式	6,304 百万米ドル (約 6,375 億円) (注1) (注2)
アドバイザー費用等 (概算額)	約 19 億円
合計 (概算額)	約 6,394 億円

(注1) 完全希薄化ベースの株式数を基準としております (本件買収に伴う株式関連報酬の精算による希薄化等を反映)。

(注2) 日本円の為替レートは、1ドル=101.12円を使用しています。

(内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

- (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金および事業の内容ならびに当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数および特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

① 特定子会社 (Endurance Specialty Holdings Ltd.) の異動

① 名称	Endurance Specialty Holdings Ltd.	
② 住所	英領バミューダ (Waterloo House, 100 Pitts Bay Road, Pembroke HM 08, Bermuda)	
③ 代表者の氏名	John Charman, Chairman 兼 CEO	
④ 資本金	68 百万米ドル (2016 年 6 月末現在)	
⑤ 事業の内容	持株会社 (ニューヨーク証券取引所上場) で、米国を中心に英国・バミューダなどで元受事業・再保険事業を展開する保険グループ	
⑥ 当社の所有議決権の数	異動前	—
	異動後	67,594,088 個 (うち間接所有: 67,594,088 個) (注3)

⑦ 総株主等の議決権に対する割合	異動前	—
	異動後	100 % (うち間接所有 : 100%)

(注3) 完全希薄化ベースの株式数を基準としております(本件買収に伴う株式関連報酬の精算による希薄化等を反映)。

②特定子会社 (Endurance Specialty Insurance Ltd.) の異動

① 名称	Endurance Specialty Insurance Ltd.	
② 住所	英領バミューダ (Waterloo House, 100 Pitts Bay Road, Pembroke, HM08 Bermuda)	
③ 代表者の氏名	Michael J. McGuire	
④ 資本金	12 百万米ドル (2015 年 12 月末現在)	
⑤ 事業の内容	損害保険事業	
⑥ 当社の所有議決権の数	異動前	—
	異動後	12,000,000 個 (うち間接所有 : 12,000,000 個)
⑦ 総株主等の議決権に対する割合	異動前	—
	異動後	100 % (うち間接所有 : 100%)

③特定子会社 (Endurance Worldwide Holdings Limited) の異動

① 名称	Endurance Worldwide Holdings Limited	
② 住所	英国 ロンドン (1st Floor, 2 Minster Court, Mincing Lane, London EC3R 7BB)	
③ 代表者の氏名	Graham Evans	
④ 資本金	215 百万ポンド (2015 年 12 月末現在)	
⑤ 事業の内容	持株会社	
⑥ 当社の所有議決権の数	異動前	—
	異動後	215,967,826 個 (うち間接所有 : 215,967,826 個)
⑦ 総株主等の議決権に対する割合	異動前	—
	異動後	100 % (うち間接所有 : 100%)

④特定子会社 (Endurance Worldwide Insurance Limited) の異動

① 名称	Endurance Worldwide Insurance Limited	
② 住所	英国 ロンドン (1st Floor, 2 Minster Court, Mincing Lane, London EC3R 7BB)	
③ 代表者の氏名	Graham Evans	
④ 資本金	215 百万ポンド (2015 年 12 月末現在)	

⑤ 事業の内容	損害保険事業	
⑥ 当社の所有議決権の数	異動前	—
	異動後	215,967,826 個（うち間接所有：215,967,826 個）
⑦ 総株主等の議決権に対する割合	異動前	—
	異動後	100 %（うち間接所有：100%）

⑤特定子会社（Endurance US Holdings Corp.）の異動

① 名称	Endurance US Holdings Corp.	
② 住所	米国 ニューヨーク (4 Manhattanville Road, Purchase, NY US 10577)	
③ 代表者の氏名	Daniel Lurie	
④ 資本金	140 百万米ドル（2015 年 12 月末現在）	
⑤ 事業の内容	持株会社	
⑥ 当社の所有議決権の数	異動前	—
	異動後	128 個（うち間接所有：128 個）
⑦ 総株主等の議決権に対する割合	異動前	—
	異動後	100 %（うち間接所有：100%）

（2）当該異動の理由およびその年月日

① 異動の理由

エンデュランス社、Endurance Specialty Insurance Ltd.、Endurance Worldwide Holdings Limited、Endurance Worldwide Insurance Limited および Endurance US Holdings Corp. が当社の子会社となった場合において、エンデュランス社および Endurance Specialty Insurance Ltd. の純資産の額が当社の純資産の額の 100 分の 30 以上に相当するとき、ならびに Endurance Worldwide Holdings Limited、Endurance Worldwide Insurance Limited および Endurance US Holdings Corp. の資本金の額が当社の資本金の額の 100 分の 10 以上に相当するときは、上記各社は当社の特定子会社に該当することとなります。

② 異動の年月日

未定

以上